

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 環境資源部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その1)
監査対象	環境資源部 環境政策課
監査の結果	<p>&lt;収入事務&gt;</p> <p>【指摘】収入金については、町田市会計事務規則等によつて、適正に管理すべきもの</p> <p>町田市会計事務規則第27条第4項では、「出納員は、その取り扱った収入金を納付書によつて、即日又は翌日これを指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と定め、同条第5項では、「出納員は、その取り扱った収入金が少額であることその他の事由により即日又は翌日払い込むことが不適當であると認める場合は、会計管理者と協議の上、週末又は月末等に取りまとめて払い込むことができる。」と定めている。</p> <p>町田市刊行物取扱要綱第5第3項では、図録等を除く有償刊行物については市政情報課長が頒布することとし、市政情報課長が必要と認める場合は、この限りではないと定めている。</p> <p>また、刊行物取扱マニュアルでは、主管課でも頒布することが望ましい場合は、市政情報課に相談の上、実施することができるとしている。</p> <p>3Rかるたの収入金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、主管課において頒布している3Rかるたの収入金が、即日又は翌日に指定金融機関又は収納代理</p>

金融機関に払い込まれておらず、頒布に係る市政情報課長の承認を受けていなかった。

主管部課によれば、2022年1月に稼働した町田市バイオエネルギーセンターにおいて3Rかるたを頒布しているが、町田市刊行物取扱要綱の規定を認識しておらず、市政情報課長の承認を受けていなかった。収入金の払い込みについては、出先機関であるため払い込みが遅れていたが、会計管理者との協議を行っていなかったとのことであった。

収入金の払い込みについては、出先機関であるため払い込みが遅れていたとのことであるが、収入金を長期間保管することを避けるため、会計事務規則において即日又は翌日に収入金を払い込まなければならないと規定しており、例外的に一定期間の収入金をまとめて払い込む場合は、会計管理者への協議が必要である。

町田市刊行物取扱要綱の規定を認識しておらず、3Rかるたの頒布について市政情報課長の承認を受けていなかったとのことであるが、主管課において有償刊行物を頒布することが望ましい場合は、市政情報課長の承認を得て頒布する必要がある。

主管部課は、町田市会計事務規則等にのっとり、収入金を適正に管理すべきである。

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2023年3月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>3R かるたの町田市バイオエネルギーセンターにおける頒布につきましては、町田市刊行物取扱要綱第5第3項及び刊行物取扱マニュアルに基づき、2023年2月14日に市政情報課長から承認を受けました。</p> <p>また、3R かるたの収入金払い込みにつきましては、町田市会計事務規則第27条第5項及び町田市会計事務規則に基づき、2023年2月24日に「原則として収納した日から14営業日以内に指定金融機関又は収納代理金融機関へ払い込むこととする。」と、会計管理者から了承を得て、2023年3月分から適正に管理し実施しております。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 環境資源部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その1)
監査対象	環境資源部 環境共生課
監査の結果	<p>&lt;収入事務&gt;</p> <p>【指摘】納入通知の納期限については、町田市会計事務規則にのっとり、適正に定めるべきもの</p> <p>町田市会計事務規則第20条第1項では、「課長は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、債務者、納付期限及び納付場所の調査決定(以下「調定」という。)をしなければならない。」と定め、同規則第23条では、課長は、調定をしたときは、直ちに納入通知書を作成し、債務者に送付しなければならないと定め、同規則第25条では納入の通知をする場合の納期限については、調定の日翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものとするとしている。</p> <p>工場認可手数料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、納期限を定めず調定し、債務者に納期限が未記載の納入通知書を送付している事例が見受けられた。</p> <p>主管部課によれば、工場認可申請に係る受理書を直接申請者に窓口で渡すと同時に納入通知書を交付し、市庁舎内の指定金融機関派出所にて払い込むよう依頼をしている。工場認可については、工場認可手数料の納付後に審査し、認可されることから、債務者が納付をしないことを想定せず、納入通知書</p>

	<p>に納期限の記載はしていなかったとのことであった。</p> <p>納入の通知は調定と一連の行為であることから、調定がなされた時は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限等を通知しなければならない。</p> <p>工場認可手数料の納付後に審査し、認可されることから、債務者が納付をしないことを想定せず、納入通知書に納期限の記載はしていなかったとのことであるが、納入の通知は調定と一連の行為であることから、調定がなされた時は、調定の日 の翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定め、納入の通知をしなければならない。</p> <p>主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、納入通知の納期限を定めるべきである。</p>
--	---

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2023年4月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>2023年4月から、調定の日 の翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定め、納入通知書に記載し申請者に交付しています。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 環境資源部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その1)
監査対象	環境資源部 循環型施設管理課
監査の結果	<p>&lt;収入事務&gt;</p> <p>【指摘】債権については、町田市私債権管理条例等によつて、適正に管理すべきもの</p> <p>地方自治法第231条の3第1項では、手数料を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと定めている。</p> <p>町田市私債権管理条例第5条第1項では、債権に関する台帳を作成し、これを保管しなければならないと定め、町田市私債権管理条例施行規則第5条第2項では、債権の発生及び徴収に係る履歴、債権の適正な管理に必要と認められる事項等を台帳に記載する事項として定め、同規則第6条第1項では、督促は、原則として債権の履行期限経過後30日以内に書面で行うものとするとしている。</p> <p>私債権管理マニュアルでは、非強制徴収公債権である手数料について、町田市私債権管理条例及び町田市私債権管理条例施行規則に準じて措置するのが相当であるとしている。</p> <p>持込ごみ処理手数料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、債権の適正な管理に必要と認められる事項を記載した台帳が作成されておらず、書面による督促もされていなかった。</p> <p>主管部課によれば、持込ごみ処理手数料に係る督促につい</p>

	<p>ては、滞納する事例が少なかったため、電話による催促を行っていたが、催促の記録等を台帳に記載していなかったとのことであった。</p> <p>持込ごみ処理手数料については、滞納する事例が少なかったため、電話による催促を行い、催促の記録等を台帳に記録していなかったとのことであるが、督促は、納期限までに納付されないとき、期限を指定し、納付を促す行為であり、債権の適正な管理のために、徴収に係る履歴を町田市私債権管理条例に規定する債権に関する台帳に記載する必要がある。</p> <p>主管部課は、町田市私債権管理条例等にのっとり、債権を適正に管理すべきである。</p>
--	---

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2023年2月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>2023年2月にごみ処理手数料の債権管理台帳を整備しました。また、納期限までに納付がなかったごみ処理手数料については、履行期限経過後30日以内に書面による督促を行うよう改めました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 環境資源部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その1)
監査対象	環境資源部 循環型施設管理課
監査の結果	<p>&lt; 契約事務 &gt;</p> <p>【指摘】契約については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条第2号では、契約の締結に際しては書面により対価の支払の時期を明らかにしなければならないと定めている。</p> <p>町田市の賃貸借契約標準約款では、対価の支払の時期について請求を受理した日から起算して30日以内に賃借料を支払うものとする定めている。</p> <p>町田市剪定枝資源化センターの土地賃貸借に係る関係書類の閲覧を行ったところ、対価の支払の時期を明らかにしていなかった。</p> <p>主管部課によれば、賃貸借契約標準約款を用いていないことから契約書に不備があり、対価の支払の時期を明記していなかったとのことであった。</p> <p>契約書に不備があり、対価の支払の時期を明記していなかったとのことであるが、締結された契約内容が信義に従って誠実に履行されるために、契約書に対価の支払の時期を明記する必要がある。</p> <p>主管部課は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にのっとり、契約を適正に行うべきである。</p>

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2023年6月
	(改善措置の内容) 2023年7月の賃貸借料見直しに合わせ、変更契約を締結し、その条項の中で支払時期の明記を行いました。

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 環境資源部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その1)
監査対象	環境資源部 循環型施設整備課
監査の結果	<p>&lt;支出事務&gt;</p> <p>【指摘】対価の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条では、契約書を作成した場合、対価の支払の時期は、請求を受けた日から起算して30日以内の日としなければならないと定め、同法第10条では、契約書を作成しなかった場合、対価の支払の時期は、請求を受けた日から起算して15日以内の日としなければならないと定めている。</p> <p>「ごみ資源化施設建設NEWS (Vol.32)」印刷業務委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、請求を受けた日から起算して15日以内に対価の支払が行われていなかった。</p> <p>主管部課によれば、町田市契約事務規則第30条第1号及び同規則第31条第2項第1号により、契約書及び請書を省略することができる契約に該当するため、「ごみ資源化施設建設NEWS (Vol.32)」印刷業務委託に係る契約書及び請書を作成していない。</p> <p>対価の支払時期については、委託業者に渡している仕様書に請求のあった日から15日以内と明記していることを認識していたが、財務会計システムへの入力を誤り、修正に時間を</p>

	<p>要したため、対価の支払が遅れたとのことであった。</p> <p>財務会計システムへの入力を誤り、修正に時間を要したため、対価の支払が遅れたとのことであるが、契約書を作成しなかった場合の対価の支払は、信義に従って誠実に契約を履行するために、請求を受けた日から起算して15日以内にしなければならない。</p> <p>主管部課は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にのっとり、対価の支払を適正に行うべきである。</p>
--	--

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2023年8月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>「ごみ資源化施設建設NEWS」の発行にあたり、請書を徴することとし、請求を受けた日から起算して30日以内とする契約としました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 子ども生活部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その2)
監査対象	子ども生活部 保育・幼稚園課
監査の結果	<p>&lt;収入事務&gt;</p> <p>【指摘】保育料の債権については、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する事務取扱要領にのっとり、適正に管理すべきもの</p> <p>町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する事務取扱要領(以下「要領」という。)第11第1項では、保育料の納付指導は、滞納者に対し、必要に応じ督促状、催告書等を送付することにより行うと定め、要領第11第3項では、催告書は、督促状を送付してもなお保育料の納付意思が見られない滞納者に対して、適宜送付すると定めている。また、要領第12第1項では、催告書を送付した以降において保育料の納付がなかったときは、電話、訪問等による納付指導を実施すると定めている。</p> <p>児童保育運営費保護者負担金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、保育料の滞納者に対し、催告書が送付されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、2021年度までは10月を基本として、年に1回以上催告書を送付していたが、2022年度については、納付指導に関する事務の取扱いが共有されておらず、催告書を送付していなかったとのことであった。</p> <p>納付指導に関する事務の取扱いが 共有されておらず、催告</p>

	<p>書を送付していなかったとのことであるが、催告書の送付は、電話、訪問等による納付指導の前提となる行為である。滞納原因、納付意思、財産状況等の確認に基づく丁寧な納付指導により早期の納付を促すために、適切な時期に催告書を送付する必要がある。</p> <p>主管部課は、要領にのっとり、保育料の債権を適正に管理すべきである。</p>
--	---

措置済み	<p>(改善措置を講じた時期) 2023年12月</p>
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>課内で「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する事務取扱要領」に記載されている納付指導に関する事務を共有し、2023年度においては、12月に催告書を送付いたしました。</p> <p>今後につきましては、2021年度以前同様、毎年度適切な時期に催告書を送付してまいります。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 子ども生活部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その2)
監査対象	子ども生活部 保育・幼稚園課
監査の結果	<p>&lt; 契約事務 &gt;</p> <p>【意見】個人情報を取り扱う業務委託については、町田市個人情報保護条例等の趣旨を踏まえ、個人情報を適正に管理するよう努められたい</p> <p>町田市個人情報保護条例第10条第2項では、市は、保有個人情報の保有の必要がなくなったときは、速やかに当該保有個人情報の消去又は廃棄（以下「消去等」という。）を行わなければならないと定めている。</p> <p>また、2022年度町田市送迎保育ステーション運營業務委託情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）第7項第4号では、受託者は、本契約の終了後、市に返還又は納入する物若しくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した個人情報の消去等をし、その旨書面により提出しなければならないと定めている。</p> <p>2022年度町田市送迎保育ステーション運營業務委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、受託者が事業の実施にあたり作成した児童及び保護者の個人情報について、契約終了後、当該個人情報の消去等をした旨の書面が提出されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、特記仕様書に定めている個人情報の消</p>

去等について認識が欠けており、特記仕様書に沿った運用がなされていなかったとのことであった。

市が、保有の必要がなくなった個人情報について速やかに消去等をするのは、保有個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止し、個人情報を適正に管理するためである。

個人情報を取り扱う業務委託においては、市は、受託者にも市と同様に個人情報を適正に管理させるため、特記仕様書に個人情報の消去等の規定を定め、受託者に保有の必要がなくなった個人情報の消去等をさせ、市が確認できるよう書面で提出させることとしている。

特記仕様書に定めている個人情報の消去等について認識が欠けており、特記仕様書に沿った運用がなされていなかったとのことであるが、個人情報の適正な管理のためには、事業の性質や受託者との契約の継続性等を考慮し、どのような情報をいつまで保有する必要があるかなど消去等の時期、内容及び方法について、個人情報や契約の制度所管部署と契約終了後の個人情報の消去等の事務を整理し、特記仕様書が求める個人情報の管理の水準を確保することが望ましい。

主管部課は、町田市個人情報保護条例等の趣旨を踏まえ、個人情報を取り扱う業務委託について、個人情報を適正に管理するよう努められたい。

(注) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い町田市個人情報保護条例が廃止され、2023年4月1日以降、市は同法の適用を受けることとなった。同法では、個人情報の保有の

	<p>制限及び安全管理措置に係る規定により、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと、業務委託における受託者も個人情報の安全管理の措置を講じなければならないことを課しており、その趣旨は、町田市個人情報保護条例の趣旨と同様である。</p>
--	---

<p>措置済み</p>	<p>(改善措置を講じた時期) 2023年6月</p>
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>課内で特記仕様書の内容を共有し、2023年6月に委託先から2022年度の情報の消去及び廃棄に関する確認書を受領いたしました。</p> <p>今後につきましては、特記仕様書に沿い、受託者に受託期間終了後、保有の必要がなくなった個人情報の消去等をさせるとともに、個人情報について消去又は廃棄した旨の書面の提出を徹底させることで、個人情報の適切な管理に務めてまいります。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 子ども生活部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その2)
監査対象	子ども生活部 子育て推進課
監査の結果	<p>&lt;支出事務&gt;</p> <p>【指摘】対価の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条では、工事代金を除いたその他の給付に対する 対価の支払の時期は、相手方から適法な支払請求を受けた日から起算して30日以内の日としなければならないと定め、業務委託単価契約約款第17条では、請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、金額を支払わなければならないと定めている。</p> <p>町田市病児保育事業委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、請求を受けた日から起算して30日以内に対価の支払が行われていなかった。</p> <p>主管部課によれば、実績報告書の確認作業に時間を要し、他の支払事務処理等も重なり、対価の支払が遅れたとのことであった。</p> <p>実績報告書の確認作業に時間を要し、他の支払事務処理等も重なり支払が遅れたとのことであるが、2022年度の本契約に係る13件全ての支払が、請求日から起算して30日を超えている。</p> <p>支払期限までに対価を支払わないことは、受託事業者に経済的な負担を与えるのみならず、市の社会的信用を損なうこ</p>

	<p>とになる。締結された契約内容を信義に従って誠実に履行するために、本契約における対価の支払については、相手方から適法な支払請求を受けた日から起算して30日以内に行わなければならない。</p> <p>主管部課は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等のとおり、対価の支払を適正に行うべきである。</p>
--	--

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2023年7月
	(改善措置の内容) 組織内の事務の処理手順を見直し、法令に則り期限内に適切に支払うよう改めました。

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 子ども生活部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その2)
監査対象	子ども生活部 子ども家庭支援センター
監査の結果	<p>&lt;収入事務&gt;</p> <p>【指摘】債権については、町田市私債権管理条例等によつて、適正に管理すべきもの</p> <p>地方自治法施行令第171条では、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと定めている。町田市私債権管理条例第5条第1項では、債権に関する台帳(以下「債権台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならないと定め、町田市私債権管理条例施行規則第5条第2項では、債権の発生及び徴収に係る履歴、債権の適正な管理に必要と認められる事項等を債権台帳に記載する事項として定め、同規則第6条第1項では、督促は、原則として債権の履行期限経過後30日以内に書面で行うものとする定めている。</p> <p>育児支援ヘルパー派遣利用者負担金に係る書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、書面による督促が行われておらず、債権台帳が作成されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、育児支援ヘルパー派遣利用者負担金については、電話で催促する方が納付を促す効果が高いと考え、督促を行っていない。また、財務会計システムで未納者の確認を行っているため、債権台帳を作成していなかったとのことであった。</p>

	<p>町田市私債権管理条例は、市の私債権に関し、事務の処理について統一的な管理の基準その他必要な事項を定めることにより、私債権の適正な管理を図ることを目的としており、同条例施行規則において、債権台帳の記載事項並びに督促の時期及び方法を定めている。</p> <p>電話で催促する方が納付を促す効果が高いと考え、督促を行っておらず、財務会計システムで未納者の確認を行っているため、債権台帳を作成していなかったとのことであるが、督促は、納期限までに納付されないとき、期限を指定し、納付を促す行為であり、時効の更新の効力を有するものである。また、債権台帳は、徴収に係る履歴等を記載して債権を適正に管理するためのものである。</p> <p>主管部課は、町田市私債権管理条例等にのっとり、債権を適正に管理すべきである。</p>
--	---

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2023年10月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>2023年10月に、2023年4月以降に発生した育児支援ヘルパー派遣利用者負担金債権について、財務会計システムにより改めて確認を行い、債権管理台帳を作成しました。また、債権管理台帳に基づき、対象者に対して督促状を発行しました。</p> <p>その後も納付書を作成する都度、債権管理台帳に債権情報を記録するとともに、利用者負担金の納入がない利用者に対しては、債権管理台帳の情報を確認し、督促状を発行していま</p>

	す。
--	----

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 子ども生活部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その2)
監査対象	子ども生活部 子ども家庭支援センター
監査の結果	<p>&lt; 契約事務 &gt;</p> <p>【意見】個人情報を取り扱う業務委託については、町田市個人情報保護条例等の趣旨を踏まえ、個人情報を適正に管理するよう努められたい</p> <p>町田市個人情報保護条例第10条第2項では、市は、保有個人情報の保有の必要がなくなったときは、速やかに当該保有個人情報の消去又は廃棄（以下「消去等」という。）を行わなければならないと定めている。</p> <p>また、町田市子ども家庭在宅サービス事業業務委託単価契約情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）第7項第4号では、受託者は、本契約の終了後、市に返還又は納入する物若しくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した個人情報の消去等をし、その旨書面により提出しなければならないと定めている。</p> <p>町田市子ども家庭在宅サービス事業業務委託単価契約に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、受託者が事業の実施にあたり作成した児童及び保護者の個人情報について、契約終了後、当該個人情報の消去等をした旨の書面が提出されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、2002年度から同一の受託者と継続</p>

して委託契約を行っており、特記仕様書に定めている個人情報の消去等をした旨の書面は、当該受託者との契約関係が終了したときに提出を求めるものと認識していた。また、当該事業の利用者は複数年度にわたる利用が多く、過去に利用した情報などを参照することもあることから、年度末に個人情報を消去することが難しいと考え、当該個人情報を消去等した旨の書面の提出を求めていなかったとのことであった。

市が、保有の必要がなくなった個人情報について速やかに消去等をするのは、保有個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止し、個人情報を適正に管理するためである。

個人情報を取り扱う業務委託においては、市は、受託者にも市と同様に個人情報を適正に管理させるため、特記仕様書に個人情報の消去等の規定を定め、受託者に保有の必要がなくなった個人情報の消去等をさせ、市が確認できるよう書面で提出させることとしている。

当該事業の利用者は複数年度にわたる利用が多く、年度末に個人情報を消去することが難しいと考え、特記仕様書に定めている個人情報の消去等をした旨の書面を求めていなかったとのことであるが、個人情報の適正な管理のためには、事業の性質や受託者との契約の継続性等を考慮し、どのような情報をいつまで保有する必要があるかなど消去等の時期、内容及び方法について、個人情報や契約の制度所管部署と契約終了後の個人情報の消去等の事務を整理し、特記仕様書が求める個人情報の管理の水準を確保することが望ましい。

	<p>主管部課は、町田市個人情報保護条例等の趣旨を踏まえ、個人情報を取り扱う業務委託について、個人情報を適正に管理するよう努められたい。</p> <p>(注) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い町田市個人情報保護条例が廃止され、2023年4月1日以降、市は同法の適用を受けることとなった。同法では、個人情報の保有の制限及び安全管理措置に係る規定により、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと、業務委託における受託者も個人情報の安全管理の措置を講じなければならないことを課しており、その趣旨は、町田市個人情報保護条例の趣旨と同様である。</p>
--	---

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2024年1月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>2024年1月に、契約終了後の個人情報消去の運用を整理するため総務部市政情報課と協議を行いました。</p> <p>その結果、サービスの対象年齢外となる子ども及びその家族等の情報について受託事業者に消去させ、消去したことを確認する書面「情報の消去及び廃棄に関する確認書」の提出を求めることとし、受託事業者にその旨を伝達いたしました。</p> <p>あわせて、2022年度契約にかかる「情報の消去及び廃棄に関する確認書」の提出を求め、同確認書を受領いたしました。</p> <p>次年度以降につきましても、受託事業者に対して同様の対応を求め、個人情報の適切な管理に努めてまいります。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 都市づくり部

監査種別	2023年 第1回定期監査(その2)
監査対象	都市づくり部 住宅課
監査の結果	<p>&lt;支出事務&gt;</p> <p>【指摘】現金の管理については、町田市会計事務規則等によつて、適正に行うべきもの</p> <p>町田市会計事務規則第113条では、資金前渡受者は、前渡金整理簿を備えて、現金の出納を整理しなければならないと定め、会計課において定めている前渡金整理簿の様式では、資金前渡受者が受領した前渡金について、日時、用途、受領額、支払先、支払額、残高等を記載することを定めている。</p> <p>現金の出納に係る帳簿の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、前渡金整理簿が作成されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、2021年度までは作成していたものの、マニュアルの記載が不十分であったことにより適正に事務が引き継がれず、2022年度については前渡金整理簿を作成していなかったとのことであった。</p> <p>マニュアルの記載が不十分であったことにより適正に事務が引き継がれず、前渡金整理簿を作成していなかったとのことであるが、資金前渡受者が備える前渡金整理簿は、資金前渡受者が債権者に対する支払のために受領した前渡金の出納について、必要な事項を整理して記録するものである。</p> <p>主管部課は、町田市会計事務規則等によつて、現金の管理を適正に行うべきである。</p>

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2023年7月
	(改善措置の内容) 今回の件を踏まえ、マニュアルを整備し、課内での周知を行いました。マニュアル整備後は、現金の管理を適正に行っています。

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 経済観光部

監査種別	2023年財政援助団体等監査
監査対象	経済観光部 産業政策課 (株式会社町田まちづくり公社)
監査の結果	<p>【指摘】 内部統制システムの整備の決定及びその有効性の検証については、会社法及び会社法施行規則にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>会社法第362条第5項では、大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備について決定しなければならないと定めている。会社法施行規則第118条第2号では、内部統制システムの整備の決定の内容及び運用状況の概要を事業報告の内容としなければならないと定め、同規則第129条第1項第5号では、監査役は、監査報告において、内部統制システムの内容が相当でないとき、その旨及びその理由を記載しなければならないと定めている。</p> <p>市の監理団体である株式会社町田まちづくり公社の貸借対照表、損益計算書及び事業報告に係る関係書類の閲覧並びに担当職員への質問を行ったところ、次の事象が見受けられた。</p> <p>(1) 株式会社町田まちづくり公社の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の策定などの内部統制システムの整備について決定がされておらず、その決定の内容及び運用状況の概要について事業報告に表示されていなかった。</p>

また監査役による内部統制システムの整備の決定の内容及び運用状況の監査が実施されていなかった。

(2) 2023年2月の預金利息の入金取引について、処理がされておらず、貸借対照表及び損益計算書が適正に作成されていなかった。

株式会社町田まちづくり公社によれば、内部統制システムの整備を義務付ける会社法等の改正を認識していなかったため、取締役会における内部統制システムの整備の決定及び事業報告への表示は行っておらず、監査役による内部統制システムの整備の決定の内容及び運用状況に関する監査についても実施していないとのことであった。また、貸借対照表及び損益計算書については、社内規程で定めた現金、預貯金の取引に関する照合や月末の残高確認が行われず、監査の過程においても確認がされないなど、組織的なチェック体制が機能していなかった結果、適正に作成できなかったとのことであった。

取締役会における内部統制システムの整備の決定は、大会社に対して、事業活動に関わる法令等を遵守し、業務の有効性及び効率性を高め、財務報告の信頼性を確保しつつ、資産を保全する必要性から義務付けられているものである。そして、内部統制システムの整備の決定の内容及び運用状況の概要を事業報告の内容とするのは、監査役による監査等の対象とし、株主総会に提出することにより、内部統制システムの有効性を監視、検証する仕組みを構築し、業務の適正な執行を図るためである。

株式会社町田まちづくり公社は、会社法及び会社法施行規

	<p>則にのっとり、速やかに内部統制システムの整備について決定し、その有効性について適宜検証を行うべきである。</p> <p>(注)大会社とは、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社をいう(会社法第2条第6号)。</p>
--	---

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2025年2月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>内部統制システムの基本方針について、2024年度第2回取締役会での承認を得て、2024年定時株主総会にて事業報告への表示を行ないました。</p> <p>特に今回ご指摘いただいた照合事務の疎漏につきましては、構築した照合事務体制により、財務情報の信頼性の確保に努めています。</p> <p>さらに「コンプライアンス基本規程」を整備し、全社員に向け、コンプライアンス啓蒙研修を実施しました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 経済観光部

監査種別	2023年財政援助団体等監査
監査対象	経済観光部 産業政策課
監査の結果	<p>【指摘】 監理団体に対する指導監督については、町田市外郭団体の指導監督に関する要綱にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>町田市外郭団体の指導監督に関する要綱第5及び第6では、監理団体に対する指導監督は、市の行政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう、主管部長は、事業報告及び決算報告に関し、組織の運営体制が適切であるか等に留意して行うと定めている。</p> <p>市の監理団体である株式会社町田まちづくり公社の貸借対照表、損益計算書及び事業報告に係る関係書類の閲覧並びに担当職員への質問を行ったところ、株式会社町田まちづくり公社において、内部統制システムの整備の決定及びその有効性の検証が行われていなかった。</p> <p>主管部課によれば、内部統制システムの整備を義務付ける会社法等の改正を認識していなかったため、内部統制システムに関する整備について指導監督を行っていなかったとのことであった。</p> <p>市は、外郭団体の経営が適正かつ健全に行われていることを確認し、市民に説明する責任があり、監理団体に対する指導監督は、団体の事業運営状況を把握するとともに、組織の運営体制の適正性や経営状況の健全性を確保し、市の行政の補完又は</p>

	<p>代替機能が確実に果たされるよう行うものである。</p> <p>主管部課は、町田市外郭団体の指導監督に関する要綱にのっとり、株式会社町田まちづくり公社が会社法及び会社法施行規則を遵守し、内部統制システムを速やかに整備するとともに業務の適正化が図られるよう、適正に指導監督を行うべきである。</p>
--	--

措置済み	<p>(改善措置を講じた時期) 2025年2月</p>
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>株式会社町田まちづくり公社において、内部統制システムの整備に関し、2024年度第2回取締役会での承認及び2024年定時株主総会にて事業報告への表示を行ったことを確認しました。</p> <p>また、照合事務の台帳確認や、コンプライアンス啓蒙研修の実施状況をヒアリングにより確認するなど、適宜、適切に、指導監督を行いました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 子ども生活部

監査種別	2023年財政援助団体等監査
監査対象	子ども生活部 子育て推進課
監査の結果	<p>【指摘】 補助事業の成果の調査については、補助金等の予算の執行に関する規則にのっとり、補助事業の内容の変更を確実に把握するための体制を整備し、適正に行うべきもの</p> <p>補助金等の予算の執行に関する規則（以下「規則」という。）第5条第1項では、補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の内容、交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎等を記載した申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならないと定め、規則第6条第1項では、市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等の交付の決定をしなければならないと定めている。</p> <p>規則第16条第1項では、補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならないと定め、規則第17条では、市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助</p>

金等の額を確定しなければならないと定めている。

町田市保育所等整備事業補助金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、交付決定後、契約変更に伴い補助事業の内容の一部が変更されていたが、補助事業者から提出された実績報告書には当該変更内容が反映されておらず、実際に履行された補助事業の内容と異なる実績報告書に基づき審査が行われていた。

主管部課によれば、補助事業の内容の変更があった場合、補助事業完了前に報告を求めておらず、補助事業完了後に補助事業者が提出する実績報告書により実際に履行された補助事業を確認しているが、提出された実績報告書には当該補助事業の一部の内容の変更が記載されておらず、記載されていなかった変更については、把握していないとのことであった。

また、補助事業の内容の変更があった場合の実績報告書の記載の必要性について、補助事業者に対し文書等により明確に指示していないとのことであった。

実績報告書に記載されていなかった補助事業の内容の変更については把握しておらず、実際に履行された補助事業の内容と異なる実績報告書に基づき審査を行っていたとのことであるが、実績報告書及び関係書類は、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査し、交付すべき補助金の額の確定の基礎となるものである。

実際に履行した補助事業及びそれに基づく実支出は補助金の額の算出の基礎であることから、市は補助金交付の適正性を確保するため、交付決定した内容からの変更について、当該

	<p>変更の必要性、補助事業の成果への影響等を把握し、検証しなければならない。そして、市は補助事業者に対して、補助事業の内容の変更があった場合の実績報告書の記載の必要性について文書等により明確に指示する等により、補助事業の内容の変更を確実に把握するための体制を整備する必要がある。</p> <p>主管部課は、規則にのっとり、補助事業の内容の変更を確実に把握するための体制を整備するとともに、補助事業の変更の必要性、補助事業の成果への影響等を把握し、検証することにより、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかの調査を適正に行うべきである。</p> <p>なお、今回の補助金の交付額の算定については、交付額の上限となる基準額と実支出額を比較して、いずれか少ない方の額を交付額としている。補助事業の内容の変更に伴い、交付決定された補助事業の一部が履行されていないが、履行されなかった内容に相当する額を控除しても、実支出額が交付額の上限となる基準額を上回るため、結果として補助金交付額に影響はない。</p>
--	--

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2024年2月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>施設整備に係る補助金交付に関する案内を行う際、提出書類や注意事項をまとめて、文書にて相手に通知するよう改めました。また、変更事項がないかを適宜確認することで、申請内容と齟齬がないよう、補助事業の内容把握に努めました。</p>